

納税は便利な口座振替を「利用ください」

▼「うっかり忘れにも延滞金がかかりません！」

市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、納期限を過ぎると延滞金が課されてしまいます。

これを防ぐためにも、市・都民税（特別徴収、法人市民税は除く）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付には、口座振替をお勧めしています。

ご指定の預貯金口座から各納期限に自動的に引き落とされますので、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もなく大変便利です。忙しい方には特に勧めますので、ぜひご利用ください。

【申込方法】市役所、取扱金融機関窓口で直接お申し込みいただくか、所定の口座振替依頼書を収納課へお送りください（預貯金通帳の届印が必要です）。収納課に電話をいただければ、口座振替依頼書をお送りします。また、市ホームページからも用紙をダウンロードすることができます。

【申込期日】申込みからおおむね一か月半以降の納期限から振替ができます。4月からお申し込みいただければ、平成30年度の各税第1期納付分から振替可能です。

【窓口に来庁される方へ】4月は届出が多いため窓口が混雑します。午後4時30分（水曜日は午後7時30分）ごろまでにお越しください。

【取扱金融機関等】

埼玉りそな銀行、東京都民銀行、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会および東京都内の各農業協同組合、ゆうちょ銀行・各郵便局

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

差押財産のインターネット公売にご参加ください

市では、市税等の滞納処分として差押えた動産を現金化するため、インターネットによるオークション形式での公売を次のとおり行います。

インターネット公売スケジュール

申込期間	4月10日(火)午後1時～26日(木)午後11時
公売物件下見会	4月12日(木)・13日(金)※両日とも午前9時～午後5時
入札期間	5月8日(火)午後1時～10日(木)午後11時

【公売物件】液晶テレビ ※ヤフオク!のホームページ上に期間中公売物件写真が掲載されます。詳しくはこちらをご覧ください。

【公売への参加について】申込み期間中にヤフオク!のホームページへの事前登録が必要です。

▼公売物件下見会を開催

今回のインターネット公

売に出品する物件の下見会を開催します。

出品する物件の実物を直接ご覧いただけます。入札をお考えの方は、ぜひお越しください。

【場所】市役所1階ロビー ※インターネット公売は、市税等の納付状況によって中止になる場合もあります。

住民税（市・都民税）の特別徴収について

従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主（給与支払者）は、原則として特別徴収（給与からの差し引き）により住民税を納入することが法律で義務付けられています。

東京都62区市町村では特別徴収を推進しています。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解、ご協力をお願いします。

また、2か所以上から給与収入がある場合は、原則として、本業の給与に合算され、給与から特別徴収となります。給与以外の収入も次のような場合には、給与収入に合算して、給与から特別徴収となります。

- ・65歳未満で年金所得がある場合
- ・給与・年金以外の所得がある場合（ただし、確定申告書で普通徴収を希望した

【問合せ】課税課市民税係

☎ 551・1610

■課税明細書を4月2日(月)に郵送します

課税明細書は、1月1日現在、市内に土地や家屋を所有している方に、今年度の価格や税額等をお知らせするためのものです。

■新築住宅軽減について

専用住宅、併用住宅（居住部分が全体の2分の1以上）のもの、居住部分の面積が50㎡以上280㎡以下（共同住宅の貸家住宅では40㎡以上280㎡以下）のものについて、120㎡までの固定資産税を3年間、3階建以上の中高層耐火建築物の場合は5年間（それぞれ長期優良住宅の場合はさらに2年間延長）2分の1に軽減する制度があります。

新築住宅の軽減期間が過ぎると税額が通常の価格に戻りますので、建築年数のご確認をお願いします。

▼平成30年度の国民年金保険料

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。

【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595

【利用方法】①下表の予約申込み先（旅行業者など）へ予約をしてください。料金等は申込み時にご確認ください。②総合窓口課（市役所1階6・7番）で利用申請書を記入のうえ提出して利用券を受け取ってください。※本人確認書類（運転免許証、保険証等）をお持ちください。

【助成金】下表のとおり（「小人」は4歳以上から小学6年生まで）※一人につき各年度1泊のみです。

【助成対象者】申請する日の6か月前から引き続き、福生市に住民登録されている方。※18歳未満の方だけで利用する場合は、保護者の同意が必要です。

【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595

宿泊施設	助成金	予約申込み先
・旅館 ・ホテル	大人 3,000円	・(株)ダイナ旅行 ☎ 553・3310 ・立川トラベルセンター ☎ 553・2202 ・(株)サイドサポートサービス ☎ 513・5273
・保養所	小人 2,000円	・東京都市町村職員共済組合保養所（シーサイドいづたが） ☎ 0120・73・1241 へ。
・かんぼの宿		・各宿泊施設へ。 日本郵政(株) ☎ 0120・715・294
・河津温泉旅館組合指定施設 ・津南町観光協会指定施設 ・守山市観光物産協会指定施設		・各宿泊施設へ。

対象施設は総合窓口課・市内公共施設にあるパンフレット、市ホームページでご確認ください。（総合窓口課前にパンフレットコーナーを設置しています）

Welcome Baby ファイルキットを配布します



市では、お子さんの健やかな成長を願い、出生届のコピーを挟み込むことで、お誕生の喜びをいつまでも保存できるよう、紙製のファイル「Welcome Baby ファイルキット」を作成しました。

キットは、ファイルに出生届を止める紐とのセットになっています。

制作にあたっては、子育て世代のママサークル「はらぺこあおむし」のメンバーに「七夕まつり」をイメージする星をモチーフにデザインしていただきました。表面にお子さんの名前、誕生日、誕生時の身長・体重。中面左は写真を貼るなど自由に使ってもらえるようにし、中面右は名前の由来、ご家族からのメッセージなどを記入するスペースを設けています。

【配布について】4月開設の「子育て世代包括支援センター」で母子健康手帳交付時に配布します。すでに母子健康手帳を受け取られている方は市役所1階6番・7番総合窓口課でお渡ししますので、お申し出ください。

【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595

保険料を納め忘れると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もあります。納付期限（翌月末日）までに納めてください。

期間は4月から翌年3月までのため、一度承認された方でも、年度ごとに申請が必要で、平成30年度有効の学生証または在学証明書を持参し、市役所1階5番保険年金課へ申請してください。また、日本年金機構からはがき形

30・3410 式の子学生納付特例申請書が發送された方は、そのはがきに必要事項を記入し、返送することでも学生納付特例制度申請ができます。

【問合せ】保険年金課 年金係 ☎ 551・1670、青梅年金事務所 ☎ 0428・

納税は 納期内で 元気な福生